

北塩原村障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする、障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、北塩原村障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 障がい福祉計画の策定及び見直しに等に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (5) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) その他村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱し構成する。

- (1) 保健・福祉の関係者
- (2) 当事者
- (3) 民生児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 障がい福祉サービス事業者
- (6) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 会長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び部会の構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。